

道路占用料等の改定について

- 👉 **3年毎の固定資産税評価額の評価替え及び行政財産台帳価格の改定が行われたことから、評価額等を反映した道路占用料及び公園使用料並びに公園占用料について、改定する。**
ただし、改定額は、特別区統一基準に示された激変緩和措置に基づく、現行額の1.2倍を上限とする。

1 内容

(1) 道路占用料（別紙1のとおり）

自区内の道路価格で算定した額と、現行条例額の1.2倍とを比較し、いずれか低い方の額とする。

【算定式】道路占用料（円/㎡）＝道路価格×占用面積×使用料率（3.4/100）×修正率×占用期間（年）

(2) 公園使用料（別紙2のとおり）

公園使用料の算定基礎である行政財産台帳価格の改定額で算出した額と現行額の1.2倍とを比較し、いずれか低い方の額とする。

【算定式】使用料（円/㎡）＝行政財産台帳価格×使用料率（2.5/1000）×使用面積×使用期間（月）

(3) 公園占用料（別紙2のとおり）

公園占用料については、従前から本区内の道路価格を用いて算定しており、今回の改定もこれを踏襲する。改定額は、道路占用料と同様に、現行額の1.2倍とを比較し、いずれか低い方の額とする。

【算定式】使占用料（円/㎡）＝道路価格×占用面積×使用料率（2.8/1000）×修正率×占用期間（月）

2 改正を要する条例等

- ・中央区道路占用料等徴収条例（昭和28年6月中央区条例第21号）
- ・中央区立公園条例（昭和33年6月中央区条例第14号）
- ・中央区立公園条例施行規則（昭和39年3月中央区規則第23号）

3 施行予定日

令和7年4月1日

道路占用料の改定（道路占用料等徴収条例）

(単位：円)

占 用 物 件		単 位	改定額	現行額
道路法（以下「法」という。）第 3 2 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物				
第一種電柱	1 本につき 1 年		20, 500	17, 100
第二種電柱			31, 900	26, 600
第三種電柱			43, 400	36, 200
第一種電話柱			11, 700	9, 820
第二種電話柱			18, 900	15, 800
第三種電話柱			26, 000	21, 700
その他の柱類			1, 580	1, 320
共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 mにつき 1 年		190	160
地下に設ける電線その他の線類			100	84
路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年		16, 200	13, 500
地下に設ける変圧器	占用面積 1 ㎡につき 1 年		10, 800	9, 080
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年		33, 400	27, 900
広告塔	表示面積 1 ㎡につき 1 年		142, 100	134, 800
その他のもの	占用面積 1 ㎡につき 1 年		29, 400	24, 500
法第 3 2 条第 1 項第 2 号に掲げる物件				
外径が0. 04m未満のもの	長さ 1 mにつき 1 年		370	310
外径が0. 04m以上0. 07m未満のもの			640	540
外径が0. 07m以上0. 1m未満のもの			1, 000	840
外径が0. 1m以上0. 15m未満のもの			1, 580	1, 320
外径が0. 15m以上0. 2m未満のもの			2, 110	1, 760
外径が0. 2m以上0. 3m未満のもの			3, 250	2, 710
外径が0. 3m以上0. 4m未満のもの			4, 400	3, 670
外径が0. 4m以上0. 7m未満のもの			7, 590	6, 330
外径が0. 7m以上 1 m未満のもの			10, 800	9, 080
外径が 1 m以上のもの			21, 600	18, 000
法第 3 2 条第 1 項第 3 号に掲げる施設	占用面積 1 ㎡につき 1 年		22, 500	18, 800
法第 3 2 条第 1 項第 4 号に掲げる施設	占用面積 1 ㎡につき 1 年		29, 400	24, 500
法第 3 2 条第 1 項第 5 号に掲げる施設				
地下街	占用面積 1 ㎡につき 1 年	階数が 1 のもの	A*0. 004	A*0. 004
及び		階数が 2 のもの	A*0. 006	A*0. 006
地下室		階数が 3 以上のもの	A*0. 007	A*0. 007
上空に設ける通路			71, 000	67, 900
地下に設ける通路			42, 600	42, 500
その他のもの			33, 400	27, 900
法第 3 2 条第 1 項第 6 号に掲げる施設				
祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積 1 ㎡につき 1 日		1, 100	920
商品置場その他これに類するもの	占用面積 1 ㎡につき 1 年		142, 100	134, 800

道路法施行令（以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件				
看板（アーチ式であるものを除く。）		表示面積1㎡につき1年	142,100	134,800
標識		1本につき1年	26,700	22,300
旗ざお	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占有面積1㎡又は1本につき1日	1,100	920
及び幕	その他のもの	占有面積1㎡又は1本につき1年	142,100	134,800
アーチ式	車道を横断するもの	1基につき1年	1,421,100	1,355,700
工作物	その他のもの		710,500	685,600
令第7条第2号に掲げる設備		占有面積1㎡につき1年	29,400	24,500
令第7条第3号に掲げる施設		占有面積1㎡につき1年	A*0.024	A*0.024
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の置場				
板囲い、足場その他の工事用施設及び工事用材料の置場		占有面積1㎡につき1年	45,900	38,300
危険防止施設			13,900	11,600
詰所			107,400	89,500
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占有面積1㎡につき1年	29,400	24,500
令第7条第8号に掲げる施設				
上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占有面積1㎡につき1年	A*0.006	A*0.006
	階数が2のもの		A*0.008	A*0.008
	階数が3のもの		A*0.011	A*0.011
	階数が4以上のもの		A*0.012	A*0.012
地下（トンネルの上の地下を除く）	階数が1のもの		A*0.004	A*0.004
	階数が2のもの		A*0.006	A*0.006
	階数が3以上のもの		A*0.007	A*0.007
その他のもの			A*0.024	A*0.024
令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場				
建築物	階数が1のもの	占有面積1㎡につき1年	A*0.006	A*0.006
	階数が2のもの		A*0.008	A*0.008
	階数が3のもの		A*0.011	A*0.011
	階数が4以上のもの		A*0.012	A*0.012
その他のもの			A*0.006	A*0.006
令第7条第12号に掲げる器具		占有面積1㎡につき1年	A*0.024	A*0.024
令第7条第13号に掲げる施設				
上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占有面積1㎡につき1年	A*0.006	A*0.006
	階数が2のもの		A*0.008	A*0.008
	階数が3のもの		A*0.011	A*0.011
	階数が4以上のもの		A*0.012	A*0.012
その他のもの		A*0.024	A*0.024	

（注）上表の額欄中、「A」とあるのは、本区道路占用料等徴収条例別表備考欄で定める「近傍類似の土地の時価」を表す。

別紙 2

公園使用料の改定（公園条例）

（単位：円）

種 別	単 位	改定額	現行額
土 地	1 m ² 1 月	29,527	24,606

公園占用料の改定（公園条例）

（単位：円）

種 別	単 位	改定額	現行額
電柱又は標識	1 本 1 月	5,430	4,525
水道管、下水道管、ガス管又は電線	1 本 1 月	2,676	2,230
鉄塔	1 m ² 1 月	4,020	3,350
変圧塔及びマンホールの類	1 箇所 1 月	4,020	3,350
郵便差出箱又は信書便差出箱	1 箇所 1 月	1,602	1,335
公衆電話所	1 箇所 1 月	4,020	3,350
地下の占用物件	地上露出部分	1 m ² 1 月	1,582
	地下部分		1,216
高架の占用物件	1 m ² 1 月	1,216	1,014
天体、気象又は土地の観測施設	1 m ² 1 月	1,806	1,505
写真撮影のための常時占用	撮影機 1 台 1 月	29,517	24,598
写真撮影のための臨時的な占用	1 回（1 時間以内）	44,275	36,896
その他の占用	1 m ² 1 日	124	104